

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月13日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
村長所信表明	7
議案第48号の上程、説明	9
議案第49号の上程、説明	9
議案第50号の上程、説明	10
議案第51号の上程、説明	11
議案第52号の上程、説明	12
議案第53号の上程、説明	13
議案第54号の上程、説明	13
散会の宣告	14

第 2 号 (12月14日)

開議、散会の日時	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	15
事務局出席者	15
議事日程	16
開議の宣告	17
一般質問	17
平 良 嗣 男 議員	17
大 城 佐 一 議員	23

新城一智議員	25
具志堅朝秀議員	30
平良英勝議員	33
散会の宣告	36

第 3 号 (12月15日)

開議、散会の日時	37
出席議員	37
欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	37
事務局出席者	37
議事日程	38
開議の宣告	39
議案第48号の質疑、委員会付託	39
議案第49号の質疑、委員会付託	39
議案第50号の質疑、委員会付託	40
議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	40
議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	41
議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	42
議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	42
諸般の報告	43
散会の宣告	43

第 4 号 (12月16日)

開議、閉会の日時	45
出席議員	45
欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	45
事務局出席者	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議案第48号～議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	47
議案第51号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	49
陳情第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	52
意見案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	53
閉会の宣告	55
署名議員	55

平成22年第12回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年12月13日

会期 4日間

閉会 平成22年12月16日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月13日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・所信表明・議案提案説明
12月14日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月15日	水	本会議	午前10時	議案第48号～第50号質疑・総務常任委員会付託 議案第51号～第54号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第48号～第50号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第16号総務常任委員会 (検討～採決)
12月16日	木	委員会	午前10時	議案第51号～第54号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後4時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
16	平成22年11月22日	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	沖縄県医療福祉労働組合連合会 執行委員長 宮城常和	総務常任委員会

平成22年第12回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成22年12月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成22年12月13日 午前10時00分)
散 会 (平成22年12月13日 午前10時38分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 博 俊
副 村 長	宮 城 重 徳	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	村史編纂室長	米 須 邦 雄
住民福祉課長	大 城 武	教 育 長	平 良 宏
企画観光課長	島 袋 一 道	教 育 課 長	友 寄 景 善
産業振興課長	新 城 寛	監査事務局長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		村長所信表明	
6	議案 第48号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第49号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第50号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第51号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
10	議案 第52号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
11	議案 第53号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
12	議案 第54号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（金城 勇） おはようございます。ただいまから平成22年第12回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 宮城辰徳議員及び6番 前田孝議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月16日までの4日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に文書を配付しておりますので、お目通しください。

以上、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○ 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） おはようございます。本日は、平成22年第12回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席くださいましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは一般行政報告を簡単に申し上げます。

9月26日は、第63回大宜味村陸上競技大会が開催されましたが、さわやかな風が心地よい秋晴れの絶好の運動日和のもと、大宜味小学校で開催され、4種目に大会記録が更新されるなど、若い力の台頭が目につきました。

一般女子100メートルでは63回の歴史の中で初めて14秒の壁を越え、13秒7を記録した知念美琴さん（塩屋）、一般女子800メートルで、往年の名ランナー宮城逸子さんが昭和48年に出した記録を更新した知念美怜さん（塩屋）の双子の姉妹の活躍が強く印象に残った競技大会でありました。また浜元貴寛君（根路銘）は、一般男子200メートルで自己の持つ記録をさらに更新するなど今年も活躍しておりました。

一般女子400メートルリレーで塩屋チームも塩屋の先輩たちの記録を更新いたしました。一般男子喜如嘉・一般女子塩屋・壮年塩屋・総合塩屋が昨年と同じ優勝旗を持ち帰りました。田港が例年になく取り組みで大会を盛り上げてくれました。

10月17日の国頭村営陸上競技場で開催される国頭郡大会での活躍が期待されましたが、頑張っております。

なお、その他につきましては、資料として添付してございますので、お目通しいただければと思います。

10月に入りまして、10月16、17日は辺土名高校やんばる環境祭が初めて行われましたが、これは環境科が設置され10周年を迎えた記念としてやんばる環境祭が、2日間盛大に開催されました。「みんなに届け！やんばるの森から送る環境メッセージ 10h Anniversary Environmental Festival」をテーマに、舞台発表や展示発表などに生徒の熱意とPTAを中心とした地域の協力、また、学校行事としては珍しい企業の参加等もあり、すばらしい企画力を感じられました。大宜味村からも保育所児、小学生、中学生、青年会、婦人会も参加し、イベントを盛り上げていました。生徒会長を初め、本村出身の辺土名高校生の活躍を見ることができて、大変有意義な2日間でありました。

なお、10月のその他につきましては、資料を添付してございますので、お目通しいただければ幸いです。

11月に入りまして、11月7日に津波小学校創立100周年記念式典・祝賀会が盛大に行われました。明治43年津波鎮守の宮の森横に津波尋常小学校として設立され、教育制度の改革により津波小中学校となり、昭和26年に現敷地に移転、昭和55年に村内4中学校統合により津波小学校として独立するなどの歴史を刻み、今年創立100周年目の節目を迎えました。学校は小規模ではあるが、交通安全等を通しての子弟教育や特色ある学校づくりに賛辞を送り、ますますの発展を願い祝辞を述べました。在校生のすばらしい姿が印象的で、多くのPTAや卒業生、地域の方々の参加があり、さらなる飛躍を願い100周年をみんなで祝いました。期成会の皆様、大変御苦労さまでございました。

なお、その他のことにつきましては、資料を添付してございますので、お目通しいただければと思います。

なお、平成22年度入札結果報告につきましては、資料にありますので、お目通しいただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎村長所信表明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 村長の所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 所信表明を申し上げます。

1、はじめに

この場におきまして、私の所信を述べる機会を与えてくださいましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。

去る9月の村長選挙において、村民の熱いご声援と激励を受け当選させていただき、3期目の村政運営を任されることになりました。いろいろとお世話になりました。厚く御礼を申し上げます。

今回の選挙結果を重く受け止め、村民の期待や声に充分に答えていく決意をしているところであり、改めてその責任の重さを痛感しているところであります。

2、向こう4カ年の基本姿勢

これまでの実績と経験を活かして、3期目も村民と共に歩み、「健康長寿のいきいき輝く文化の村」づくりのために取り組む重要な施策として、

1、過疎対策

2、特産品シークワサーの振興

3、平和・教育・癒しのむらづくり

4、心優しい福祉の村づくり

5、個性あふれる文化の保存・継承

に取り組んでまいります。

はじめに、私が就任当初から最重要課題として取り組んでおります過疎対策は、定住環境の整備のために、住宅環境の整備充実を図ってまいります。また、産業振興策として若者の働く場所づくりを行ってまいります。光ファイバーの導入を活用して、企業誘致と自ら事業が起こせるよう、支援・促進をしてまいります。

観光については観光振興基本計画に謳っている「健康保養・環境保全型観光」を目指して、ロングステイ施設の企業誘致等、大宜味型体験滞在・交流プログラムの実践として、塩屋湾や大保ダム湖のカヌー体験、地元のガイドの案内による集落散策や工芸体験などを行い、エコツーリズムを村の全地域を挙げて推進し、総合産業としての観光産業が牽引とする大宜味村の産業振興に取り組んでまいります。

シークワサー振興は、産地化に向けて一層の取り組みをしてまいります。

加工施設については指定管理者が、一日も早く操業ができるよう鋭意環境整備をしているところであります。シークワサー生産農家の経営安定化と季別の特性（青切り、加工、フルーツ）を活かした消費拡大を実施してまいります。付加価値をつけた新しい商品の開発や消費者の好みに対応した販売促進をしてまいります。また、先頭になってシークワサーの消費拡大キャンペーンを全国規模で展開してまいります。さらに、病害虫の防除の徹底、園地の低樹木や用途別栽培管理を図って、生産農家の経営の改善と所得の向上を図ってまいります。

人材育成については、「人材を以って資源と為す」の村是の実践に努め、心豊かで創造性、国際性に

富む村民の育成のため、研修、体験、交流事業等の生涯学習機会を推進してまいります。

また、「人材育成基金」を活用して、現在行われているアメリカへの海外短期留学派遣事業等に加えて、地域活性化のための人材育成事業等も検討してまいります。

教育環境の整備としては、複式学級の改善をはじめとして、子ども達が明るく元気で学べる教育環境を創ってまいります。

つぎに、安心して子育てができる地域づくりの具体策として、保育所を併設した子ども育成支援センターを結の浜に建設し、親が安心して子どもを預け、働ける環境を作ってまいります。また、地域全体で健康な子どもを育成するため、乳幼児医療費助成の充実と中学校卒業までの入院医療費の助成をしてまいります。

いつも、ひとり一人を大事にし、心安らげる地域、地域のひとり一人が地域全体のことを思いながら、ひとりでも独りぼっちにさせないという福祉政策の基本理念のもと、心温かい人情豊かな大宜味村をいつまでも大切にしていきたいと考えております。

特に、お年寄りが、いつでも元気で頑張れるように結の浜に総合福祉センターを建設し地域の子ども達とおじいさん、おばあさん、地域の人たちが交流できる拠点づくりを検討してまいります。

また、長寿日本一の復活の取り組みについては、ジョギングなどの自発的な自己健康管理の啓発実践や地域活動に日頃積極的に参加することを促すことや、介護予防等の保健事業の充実に取り組んでまいります。

つぎに、個性あふれる文化の保存・継承の取り組みとして、来年度は、喜如嘉の芭蕉布保存会が加盟する全国重要無形文化財保持団体の大宜味村大会を招致します。また、謝名城のグスクのような村民の誇り、あるいは貴重な財産となりうる新たな文化財の発掘・整備のために文化行政に取り組んでまいります

つぎに、三大プロジェクトについては、「結の浜」の利用計画を整備し、村の新しい中核地区形成として、住宅ゾーンでは、村営住宅、住宅分譲が進められています。産業ゾーンでは、企業誘致に向けて調整中です。交流広場や教育ゾーンについても、スポーツ施設整備計画の取り組みをしてまいります。

また、大工又の長寿と癒しの里についても、体験農園、コテージを整備し、都市地区との交流施設として、伝統工芸の陶芸・織物作りが体験できる施設の整備、豊かな自然環境が体感できる設備を設け、大保ダム湖周辺でのエコツーリズムとマッチした整備ができるよう進めてまいります。

さらに、大宜味型体験滞在・交流プログラムについても、世界的に貴重な大宜味村の豊かな自然を資源とする観光業を中心とした、農業、林業、水産業、商工業の振興策が一体となった、魅力ある沖縄のふるさと「やんばる」づくりをし、国立公園指定と世界遺産登録に向けて取り組んでまいります。

つぎに、ぶながやの里らしく軍事基地いらない・造らせない平和村大宜味村

結の心、福祉の心に村民が誇りを持ち、若者が夢と希望を抱ける「健康長寿のいきいき輝く文化の村」大宜味村

ひとり一人を大事にし、自然を大切に、ひとりでも独りぼっちになる人がいない社会、元気な村大宜味村づくりを伝統的に先人から大事に受け継いできました「ユイマール」を活かして『健康長寿のいきいき輝く文化の村を築いてまいります。

3、全村民の協働による村づくりのために村民の英知と実行力の結集を！

村民が住んでよかったと思う村づくりに、村民の英知と実行力を結集していきましょう。今後の行政運営で求められることは、村民ができることは村民で実現して、これまで行政がやってきたが村民がやった方が効率的なことは積極的に民間に委ねるという方向です。協働の村づくりに村民の英知と実行力を活かしていきましょう。

一人の千歩よりみんなの一步、ひとり一人が大事にされる地域づくり、住みよい元気な大宜味村をみんなで創っていきましょう。

以上、村長3期目の出発に当たって所信を述べさせていただきました。議員の皆様をはじめ村民のますますのご健勝を心から願っております。ありがとうございました。

平成22年12月13日

大宜味村長 島袋 義久

どうもありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） これで所信表明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

実費弁償する範囲を追加する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第48号について内容を説明します。

第1条で、対象法律の地方税法を加えております。そして実費弁償する範囲に村固定資産評価審査委員会、村農業委員会、公務の遂行を補助するため講師として旅行した者を加えております。

第3条に、講師等については、日当に代えて講師謝礼金の額とするのただし書きを加えております。

附則では、平成23年4月1日から施行することになっております。

参考資料として新旧対照表をつけていますので、参照してください。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

納税者間の公平性を図ることと、寄附金税額控除を地方税法の改正に沿った整備をするため、この案を提案する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひします。

- 議長(金城 勇) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

- 財務課長(神里富松) 議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例の概要を説明します。
税条例第34条の7(寄附金税額控除)について。地方税法の改正に沿った整備をし、寄附金に対する個人の村民税の税額控除を行うことのできる寄附金を受ける法人を指定することを加え、その法人は、村内に主たる事務所を有する法人に限るとしてあります。今回の改正では、社会福祉法人の2件を指定してあります。

税条例第42条第2項、第70条第2項の納期前の納付に対する報奨金について。制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の普及により、自主納付に対する意識も浸透してきてあります。またこの制度は前期分を一括納付できる全納者に限られること、さらに特別徴収による納税義務者には適用されないことなど、納税者間の公平性に欠けることなどから、平成23年度分から廃止としてあります。

なお、税条例第34条の7の改正は、平成23年1月1日から施行し、平成22年1月1日以降の寄附金から適用するとしてあります。

資料として、新旧対照表を添付してありますので御参照ください。

以上です。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第8 議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

航空写真（カラー）付地籍図を交付することにより住民サービスの向上を図るため、この案を提案する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） 議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要を説明します。

地籍図（航空写真つき）の交付において、現在、モノクロでの交付のみで住民からカラーでの交付の要望が多く、要望にこたえるため機器の整備を行いました。手数料の明記が必要であり、他市町村の手数料を参考に日本工業規格A列3版以下のもの1枚につき500円を追加する改正としております。

なお、施行日を平成23年1月1日としております。

資料として、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成22年度大宜味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,276万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,086万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正は、村税、更生医療給付費、障害自立支援給付費、国頭地区行政事務組合負担金の平成22年度から適用されることになった過疎債のソフト事業等が主で4,276万7,000円の補正増となって

おります。

その内容を主な款で御説明したいと思います。

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1款村税500万円の増でございますが、これは村民税の法人の100万円の減となっておりますが、他方固定資産税600万円の増がございます。

それから13款国庫支出金550万7,000円の増ですが、主に国庫負担金521万8,000円の増で、その主な内容が更生医療給付費120万円、それから障害者自立支援給付費401万8,000円の増となっております。

それから14款県支出金271万6,000円の増ですが、主に県負担金303万1,000円の増で、その主な内容が障害者自立支援給付費200万9,000円の増となっております。

それから20款村債2,860万円の増でございますが、過疎対策事業債2,860万円の増となっております。

以上が歳入の主な概要でございますが、次に2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の主な内容でございますけれども、3款民生費1,029万5,000円の増でございますが、主に障害者福祉費254万1,000円、支援費757万7,000円の増となっております。

4款衛生費437万6,000円の増でございますが、主に塵芥処理費の国頭地区行政事務組合負担金特別分でございますけれども、330万7,000円の増となっております。

次に予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

13款諸支出金2,000万円の増でございますが、財政形成基金費2,000万円の増となっております。

それから14款でございますが、予備費403万7,000円の増となっております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございますけれども、限度額を1億9,454万9,000円から2億2,314万9,000円としております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させます。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の補正予算は、歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額に増減はございません。

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費100万円の増でございます。これは退職被保険者等の高額医療費の100万円の増で予備費から対応してございます。

以上が歳出の主な概要でございますが、なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正も歳出のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額の増減はございません。

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。1款簡易水道総務費153万6,000円の増となっております。これは簡易水道一般管理費153万6,000円の増で、予備から組み入れてございます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 平成22年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,497万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

- 副村長(宮城重徳) 議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の概要を御説明したいと思います。

今回の予算の補正は、一般会計の歳入における保険基盤安定県負担金に村負担金を加えた56万3,000円の増額補正となっております。

それでは予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、歳入の概要でございますけれども、第4款繰入金、これは一般会計からの繰入金でございます、56万3,000円の増となっております、保険基盤安定繰入金56万3,000円の増となっております。

それから予算書の2ページをお開きいただきたいと思いますが。

歳出の内容でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金56万3,000円の増となっております。

以上が歳入歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしく申し上げます。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

- 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前10時38分)

平成22年第12回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成22年12月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年12月14日 午前10時00分)

散 会 (平成22年12月14日 午前11時48分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 シークワーカー 宮 城 博 俊
振 興 室 長

副 村 長 宮 城 重 徳 建設環境課長 山 城 均

総 務 課 長 島 袋 幸 俊 会 計 課 長 山 城 文 子

財 務 課 長 神 里 富 松 村史編纂室長 米 須 邦 雄

住民福祉課長 大 城 武 教 育 長 平 良 宏

企画観光課長 島 袋 一 道 教 育 課 長 友 寄 景 善

産業振興課長 新 城 寛 監 査 事 務 局 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

特産品加工施設について、平良嗣男議員。9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） それでは加工施設について、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

本村の特産でありますシークワサーは、今年はジュース用の加工が終了しますが、村の特産品加工施設は稼働しておりません。

シークワサーは、村民及び農家の関心事であり、これまでの諸問題を解決することを望んでいたと思ひます。

よって9月に行われました村長、村議選挙においては、主要施策として村民が期待したことと思ひます。村長は、9月の定例会において、株式会社石垣島サプライを指定管理制度により、指定管理者としたいよう議会への承認があり、可決されました。現在まで特産品加工施設が稼働しておりません。村民も不安を感じております。よって下記の件について、村長へお伺いをいたしたいと思ひます。

1点目に、議会の指定管理者の可決後、契約が締結されているのか。されていなければ、その理由と問題点にどのようなものがあるのか、そこら辺をお伺いしたいと思ひます。

2点目に、近隣の市町村との話し合いの結果がどうなったのか。

3点目に、パイン増産については、村の対策としてどう考えているのか。

そして4点目に、メンテナンスに375万5,000円余を計上しているが、稼働はいつごろになるのかを、その4点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それではただいまの平良嗣男議員の加工施設についての御質問にお答えいたします。

特産品加工施設の稼働がおくれていることにつきましては、私も非常に心配し、心を痛めているところではございます。御指摘のとおり心配しております。

まずお答えとして、1点目については、現在のところ基本協定書の締結には至っておりません。指定管理者の指定について、議会の可決後、管理運営主体変更の同意を得るために、9月28日に管理運営主体変更承認協議を県に提出しましたが、現在、同意を得られていない状況であります。その要因は、パインの加工用原料が不足の状態である中で、同事業計画にあるパインの加工計画が、既存の加工施設の原料不足に及ぼす影響について調整を求められ、現在、関係市町村と調整を図っているところであります。

2点目につきましては、関係市町村のパイン関係者、あるいはその課との話し合いを行ってきましてけれども、担当者レベルでは調整が難しいので、来る12月15日、あしたになりますが、名護市長、国頭村長、東村長と我々大宜味村長の4市町村会議を開きまして、協力要請に向けた話し合いを計画しております。

3点目のパインの増産について、村の対策としてでございますが、パイン生産については、1990年の缶詰輸入自由化の後、壊滅的な打撃を受けており、価格の低迷や生産農家の減少など厳しい状況下にあるところであります。村におきましては、大宜味村過疎地域自立促進計画に沿って、基幹作物であるシークワサー、サトウキビ同様、安定生産の取り組みを行い生産者減少を食い止め、今後の担い手を含めた対策を考慮する必要があると考えております。なお、その具体的な部分の対策といたしましては、現在、村内の耕作放棄地や遊休地のあっせん事業を行っているところであります。それらの関係事業や国、県との連携を考えながら、例えばパインアップル種苗緊急増殖事業といったような事業の取り組みを初め、農政関連の各基盤整備に当たっていききたいと思っております。さらに今回、指定管理者における計画の中にも、農業生産法人の立ち上げを計画していることから、村内農業者とともにパイナップルの増産に向けた支援の取り組みを行っていききたいと考えております。

4点目ですが、県の同意が得られたら早急にメンテナンスにかかり、稼働につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど、答弁いろいろございましたが、議会の可決後、2カ月余になっているわけですね、その間に行政がどのような対応をしたかということなんです。そこら辺の対応が大変遅いんじゃないかと。このような大事なものを2カ月余も放置して、放置したと言うと失礼になるかもしれませんが、対応がおくれているというようなことは相手に対しても大変失礼なことであるし、村民が待ちかねている稼働ができていないということに大変不安感を与えているということでもあります。

そこで県としては、今、県のほうは大宜味村に4市町村との話し合いをゆだねているということ聞いておりますが、県としては大宜味村が北部地域でパインアップルを生産している市町村関係団体等に対して、今後課題を残さないように十分調整を図ってくださいというような希望があると思うんですね。そこら辺を2カ月余も、すぐ対応できていないということが私が不信に感じているところであります。

先ほどの答弁に15日に近隣の4市町村長と会合を持つということですが、私が先ほど申し上げたように対策が遅いんじゃないかというように思うわけです。石垣島サプライの事業計画でパインアップルを年間140トンから150トンの取り扱いを行うと、これは現在も石垣島サプライは沖縄からも送って、地元の生産者のものを取りながら、結局は操業をしているわけですね。その中において、その数量だけで稼働ができないのかどうか。そしてそれ以降の、平成25年以降の取り扱いを200トンと目指しているわけですが、この原料の確保の面で危惧されていると。これは農産加工場がTRQ制度の中で基金割れをすると、そういうようなことで一番問題になっていると思います。今、4市町村が、この関連する市町村が前向きにいかないというのは第1点目に基金量の問題なんです。これはちなみに基金上の契約が3,400トンなんですね、パインの。この8割を達成しないと基金というのは7円64銭が入らない。これは農家にとって大変不利益を与える。パイン農家が大変苦しくなる、そういうことであります。そういうことで基金の量が達成しないとできないというのが一番の問題。

それと2点目に、北部振興策でつくった4,000トン工場ですね、これ、農産加工場は。原料が入らな

いと工場はもたないわけです。工場からも農家に対しては、結局は金を出しているわけですから。そういうことで今、パイン農家は、1級であれば60円、2級であれば50円32銭、3級であれば19円46銭というような、いろいろな補てんがあって保護されているためにパイン農家はお金をいただいているわけです。それで今、パイン農家は生産している。そこで先ほど言った、この2点目が一番大きなものだと私は思っておりますので、ちなみに、TRQ制度の問題で申し上げますと、ついですから、農家同士で守られているかと、沖縄県産のパイナップルを1缶輸入業者が扱くと、外国産では34缶扱うことになっているんですね。これは無税なんですよ。こういうようなメリットがありながら、沖縄県のパインは高いんですが、パイン保護をしてやっている。そういうために量を取り扱う、石垣島サプライ、そして農産加工場、他のところと物の取り合いをすると、これはやっていけないというのが現状、そのために結局先ほど申し上げた、石垣島サプライが現在やっている数量、それだけで他市町村に振り替えができないのかどうか。そしてあとの、目標している200トンというものに対しては自助努力で、先ほど村長からありました村内の耕作地、そこら辺を消化しながらやっていくと。これは石垣島サプライの、結局は農業生産法人を立ち上げて、増産したいという文面にありましたね、そういうことがあるわけですから、そこら辺で結局は村としての対応も、先ほど村長からありましたけれども、育苗が一番今足りない。その育苗施設の県の事業を導入して、これを育苗対策をとっていくというようなこともですね、こういうような姿勢を示しながら、今言う、他市町村の御理解を得ないと、大宜味村は今、そういう対策を何も見せていないというのがあちらこちらから、関係、県やまたはJAからも、私は耳に入っています。そういうもの、育苗等のことも考え、事業も入れながら、そして今のパインの数量に関しては現在言っている数量でやっていきますと、そういうことで御理解を得るようなことをやっていかないと、これはあずに行われるようではありますが、4市町村長の対談でも恐らく問題になるだろうと私は思っております。だからそのために、どうしても稼働させるためには、今の現状をどうしても打開しないといけませんので、結局は、現在石垣島サプライが取り扱っているパインの数量と、将来に向けては、村長から先ほどありました遊休地を利用した増産、増殖、そういうことを考えていきたいという上で、結局は相手方に御理解をいただくようなことができないのかどうか。例えば、今、農家が三、四名おれば4.5坪ほどのパインがつくれるわけです。そこら辺を育苗施設の事業を導入しながら、そしてそういうメンバーを募ってパインを増産させていくというようなことであれば、パイン産業としては大いに歓迎するところであるんですね、増産というのは。そういうことをかんがみながら、これは行政としてやっていかなければいけないんじゃないかというように思うんですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時14分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えいたします。

おこなっていることは調整上でいろいろありまして、確かにおこなっている、これは先ほど申し上げましたように非常に気にしているところで、心配しているところであります。いわゆる稼働につなぐために

さらにおくれが出ているということが私どもが一番心配しているところで、この辺はこれからまた具体的にになっていかないといけないなという焦りもありますけれども、取り組みを強化していきたいということがございます。そして今、あしたの会のための調整を課段階、それぞれの課の皆さん方との調整、話し合いをしているけれども、なかなか前に進まないということがあって、今、定義されている、現在これまで保有している石垣島サプライのトン数と、プラスアルファというか、20トンぐらいのものがついていますので、そこから今、調整を進めているところであります。あしたそこら辺のことも提起しながら調整をしていくということでございます。確かに基金の面も非常に心配して、沖縄県全体の基幹作物であるパインの生産等については、我々としてもまだ過去の、大宜味村のパインも考えながら含めて、これからしっかり増産をしていかなければいけない。いわゆる農家育成と大宜味村の農業振興という立場からもその振興を図っていききたいなというふうに思っておりますが、具体的なことについては担当課長から説明させます。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 先ほど村長からも答弁がありましたとおり、過疎自立促進計画の中にもパインアップルの生産、その増産に向けて頑張っていくというふうなうたわれております。その中で具体的にパインの増産に向けて、現在、パイン農家としてはかなり厳しい人数ではあります。その中でとにかく技術を継続していく、担い手をつくりながら耕作放棄地及び遊休地の利用を促進しながら、地域、さらには周りの市町村との連携を図りながら、150トンという目標数値がありますけれども、その範囲内において増産に向けてのプラスについては我々のほうで関係機関、県及び国、それとまたいろいろな機関との調整を図りながら増産に向けて取り組んでいく予定であります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 答弁本当にありがとうございます。やはりパイン増産については、今、加工場が稼働できないことでネックになっているのは今のパインの件であるわけですよね。このパインの件をいかに解決していくかというようなことが一番重要でありますので、だから村としての基本方針を持って、パイン増産は、先ほどありましたような遊休地を使う、そして育苗施設事業の導入を図りながら増産体系をつくっていきますよと、そういうようなことも村が示していかないと、これは何度も言うわけですが、あすの4市町村の会談は私ほうまくいくものじゃないと思っています。そこら辺をしっかりとけないといけないので、村としてしっかりとした農業政策に基づいて、パインの増産、そういうものをしっかりと考え方を伝えて理解を得るようなことをやっていただきたいと思うわけでありまして。村長はどういうふうに思うか、答弁を。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま嗣男議員の御指摘、御質問は重々理解をしながら、またあしたのものにつきましても増産というものは、お互い共通の課題として、1市3村の共通課題として増産に向けてともどもに取り組んでいきたいと思いますという呼びかけと確認をしたいなと思っております。それをもってこれから増産されていくことと、ここの工場との関連を追及していきたいと思っております。あしたはそういう姿勢で臨むつもりです。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって、特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。最後に、大変気になっておりますので、申し上げておきたいと思います。

現在の指定管理者は、事業の開始ができない状況でありますね、いろんな諸問題がありまして、そこで事業者としては経営等に厳しい状況にあると私は懸念しております。一番心配しているのは、以前にも当施設の諸問題で裁判が行われたわけですが、議会の混乱及び村民の不信等がありましたが、今回も現在の状況が続きますと、裁判になりかねないというようなことを一番心配しているところであります。そこでこのようなことがないように、村長がしっかりとリーダーシップをとり、行っていただきたいということを希望申し上げたいと思いますが、できましたら村長の現在の状況を、先ほど聞きまされたけれども、村長の考えをお伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のありました過去の経験をどう生かしていくかということの中で、きのうも社長とお会いいたしております、今後、お互い頻繁というか、打ち合わせというか、情報交換をしながら進めていきたいと思いますという、その信頼関係をどう構築していくかということがひとつあるわけで、これは9月定例会の中でちゃんと指定されている4項目の中の1つになると思いますので、それを附帯決議の中身をしっかりと大事にしながら進めていくということで、来週あたりから週に1回か2回という形になるか、お互いの連絡取り合いをしながら進めていこうというような信頼関係の構築から先に進めていこうと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで加工施設についての質問を終わります。

次に緊急災害時（津波）の避難場所について、平良嗣男議員。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それで緊急災害時（津波）の避難場所について、一般質問をさせていただきたいと思います。

沖縄県には地震はないという神話は過去のものとなり、今は地震と津波が沖縄県民を脅かす不安な日々の現状にあります。ここ近年に発生した沖縄県近海の地震は、2010年1月から11月までに16回も発生しております。今年の2月27日においては、マグニチュード7.2の地震が沖縄近海に起こり津波警報が発令されました。同じく2月27日においては、マグニチュード8.8の地震が発生したチリ地震で、翌日に津波が襲来しました。自分の身は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守るという住民による自主防災組織を効果的に推進しているところではありますが、安全な避難場所の確保ができていない状況であります。そのため自然災害時津波対策として、近くにある高台までの避難道路等の整備と安全対策についてお伺いしたいと思います。

1点目に、根路銘区においては、自然災害に伴う自主防災組織、これは大宜味村の地域防災計画に基づいて作成中であります。危険排除や避難誘導に伴う緊急連絡網と災害に応じた避難場所の指定等をしているところではありますが、しかし、根路銘と上原線の道路においては、急斜面で道路に陥没が見られ、地震発生とともに山崩れの最も危険性が高く、住民の安心、安全な避難経路として使用はできません。区民の半分近くが高齢者で、安全な環境づくりのために備えあれば憂いなしの精神にのっとり、緊急の地震津波対策として部落内の高台避難が最良と考えております。現在、公民館を一時避難場所としていますが、海岸に近く、避難場所としては不適合であると思っております。いわば海岸と公民館の高低差がプラスマイナスゼロでありますから、そういうようなことでございます。字の中央に最も適した高台と広場があり、津波による人的被害防止と地域防災拠点として広場までの整備、いわば手すりとかス

ロープ、整地等を行い、地域住民の安心安全な地域づくりを推し進める必要があると思います。

また根路銘区だけじゃなく、村内の危険地域の整備と海岸沿いの津波危険集落の避難場所の設置を行う考えはないのか村長にお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま平良嗣男議員の緊急災害時、特に津波ですか、避難場所についての御質問にお答えいたします。

災害に対処していくためには、自分たちの地域は自分たちで守るという意識と心構えがより有効な防災対策となります、御指摘のとおりであります。自主防災活動を効果的に行うためには地域ごとに住民が連携して、自主防災組織を結成し、日ごろから訓練を積み重ねるなどの組織の育成が必要でありますと、大宜味村地域防災計画にも記述をしております。根路銘区が自主防衛組織に向け準備していることを伺い大変うれしく思いますし、モデルになる地域だと思って敬意を表するものであります。御承知のとおり、大津波時には高台への避難が有効とされております。防災マップにおいて、根路銘区では村道根路銘上原線と2本の農道を大津波緊急避難路として高台への避難を図示してあります。自分たちの避難路や避難場所を地域で点検することは現実的であり有効なものだと考えております。根路銘区の自主防災組織の計画を尊重しながら、その実現に向けて調査の上、前向きに検討していきたいと思っております。担当課としては現場も見てきてはおります。また村道根路銘上原線については、大宜味村過疎自立促進計画に基づき整備を推進していくとともに、急傾斜地域の安全対策として治山事業等での整備が可能なのか、関係機関と調整を図りながら検討をしていきたいと思っております。

村全体につきましては、根路銘区をひとつのモデルに、自主防災組織の立ち上げを推進し、地域の避難場所や避難路等を点検後、安心安全な村づくりに向け相談をして進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 前向きな答弁大変ありがとうございます。

先ほど村長からありましたように、大宜味村地域防災計画、これが平成22年に作成しております、その中の第3章の災害予防計画の地震版、これから私は見ていろいろとやっているわけではありますが、先ほど村長が根路銘区をモデルにして、防災等のモデルとしてやっていただくという、そういうようなお話を聞いて大変喜んでるところであります。そこで大変行政も厳しい中であろうかと思うわけですが、先ほど村長の前向きな答弁がございましたので、その現場も担当課長は確認しておりますので、そこら辺が早急に実現できるようにひとつ、新年度予算もこれから、もうそろそろ予算も締めるころになるかと思いますが、そこら辺を計上していただいて、実現に向けて行動を起こしていただきたいというふうに希望をしております。この地震というのは、最近は本当に数多く沖縄のほうにも来ておりました、本当にもう調べてみますと、2003年から今年の2010年まで、数多くの沖縄近海における地震があるわけです。2003年には9回、2004年には23回、小さなものを含めて来ております。2005年には29回、2006年には33回、2007年には20回、2008年には18回、2009年には19回、2010年には16回という、そういうようにさまざまな地震等が外国で起こっていたものが沖縄まで押し寄せてきているというような状況でございますので、いずれにしましても村民が安心して暮らせるような村づくりを形成するためには、そういう防災面においても十分なる配慮をしていただいて、新年度予算に反映していただくよう希望し

て一般質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大工又地区の農業用水と農道の維持管理について、大城佐一議員。1番大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 一般質問に入る前に、今回また9月に3選に向けて当選された村長おめでとうございます。また今後4年間、大宜味村のためにともども頑張っていきたいと思います。では一般質問に入りたいと思います。

大工又地区には、シークワサー生産農家や果樹生産農家及び畜産農家が多数いますが、現在、村の施政方針や第4次総合計画の中でも農業の振興を図っていくという、その観点から耕作放棄地の対策や遊休地の利用推進を進めているところでありますが、やはり耕作をする中でも水は必要不可欠と思います。村としてもこの農業用水については、どのような考えがあるのか。また同地区にある農道の亀裂のあるところがあり、担当課も現場は確認していると思いますが、その後の対策はあったのかどうかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の大工又地区における農業用水の件につきましてであります。大城議員御認識のとおり、農業における水の確保は必要不可欠と考えております。同地区においては、以前に大工又水利組合による自主運営による水の確保が行われていたことを確認しております。現在は、水利組合は解散をして各農家によりかん水作業等が行われているところであります。また農地開発利用促進事業で行った土地改良区においては、昨年度耕作放棄地事業による実証圃場でマリンタンクを設置しているところであります。以上のことより、以前の水利組合や現在同地区において農業を営んでいる農家の皆さんからの意見等の集約を図り、水源確保に向けて取り組みを行っていきたいと考えております。

2点目の農道の亀裂の問題についてでございますが、同地区における農道の亀裂箇所については、担当課として確認はしているところであります。現在、その箇所については、災害等が大きくなるように確認をしながらパトロールをしているところであります。今後、予算上の対応を考慮しながら適切な対応を検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村長から話がありましたとおり、大工又地区においては、水利組合が解散してから本当に水の運搬にあれだけ困っている状況であります。かんきつ類を消毒するためには水は必要でもあるし、またその後の処理も水が必要ですし、この水を運ぶために約半日を費やすとか、そこに大変な労力がいっているわけでございますので、その辺をぜひ解決することを願って要望しておきます。

それで私はちょっとこの農業用水について、真喜屋ダムの管理組合のところに行って調べてきたんですが、やっぱりこの農業用水の安定供給がこの農作物の、またジュースの高付加価値型農業の振興が見込まれると。それによって農業の経営の安定化が見られますという話でありました。こういった農家の声もこういった資料にあります。いろいろあります。やっぱり水が来てから農業の労力が楽になった。

またこれは水耕栽培をしている方なのですが、500坪のハウスで、水が来る前は七、八月の水不足のために収穫ができなく、水が来てからは年間を通じて出荷、週に5日の収穫ペースで、また水によりアブラムシの発生も抑えられたと。そういう安定した農業ができ、年内にはまた面積を2倍の1,000坪にふやすと、こういうように水による効果が、給水で相当労力、収量のアップというこんな資料が真喜屋地区の農業用水ダムのおかげで、そういった反収、あるいは面積もふやすということで、本当に農業の安定供給に役立つということを知って来ました。きのうの村長の3期目の所信表明でも、シークワサー生産農家の経営の改善と所得の向上を図ってまいりますということもありましたが、それもまさしくこういった農業用水があつてのことだと思しますので、その辺はぜひ村のほうで考えてもらいたいと思います。

あと1点目の農道の亀裂なのですが、これは去年ぐらいから亀裂が入って、これ亀裂も道路幅が6メートルぐらいあるんですが、ほとんど5メートルぐらいの亀裂が入って、5センチぐらい下げているわけです。そこに水が入り、それを沈下していくといつ崩れるか、その辺の可能性もあるわけですね。水がたまると崩れ落ちる可能性もあるし、これはまた長さにして約30メートルぐらいで、土曜日にこの現場を確認したら、新たな亀裂らしいものが見えています。これは私の推測ですが、見た傷の跡が、こけもついていないし、新しい亀裂の跡というふうに思っておりますので、その対策とそういう答弁もありましたが、その辺も危険箇所区域の表示もしないと、その辺を通る車がいつなるとき災害に遭ったら、また村としての賠償問題も起こりかねないと。今後また所信表明にも大工又地区に長寿の癒しの里体験ゾーンという設定もあるみたいなのですが、そういうことにするとまた、車の頻繁な通行もあると思しますので、ぜひその辺の設置を早急をお願いしたいと思いますが、お願いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時43分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 大城議員の質問に担当課として私のほうから答えさせていただきます。

まず1点目の水についての確保、それについては、大工又地区が自然流下等の工法ではなかなかできないということが非常に懸念するところでありまして、いろいろな工法を考えながら、今後、やはり農業にとっては水というのは確保しなきゃいけないということで、工法を検討しながら農家並びにもとの水利組合ともう一度話をしながら何かいい方法がないか、できることを模索していきたいと考えております。以前の水利組合の何名かに話をしたところ、やはり自然流下じゃないために、ポンプアップのモーター料の電気料が年間約100万円から120万円ほどかかるということで、そういうことで組合のほう解散されたと聞いております。そういう工法でまたやってしまうと同じようなことになろうかと思しますので、そこら辺のことを考えながら水の確保について、何らかの形でできないか考えていきたいと思っております。

2点目の亀裂については、パトロールをしながら見ているわけですが、予算上のこと等を考えて、できれば速やかに対処していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、課長からの答弁で自然流下の話が出てきましたが、これはもうお互い、大工又の目の前には大保ダムがありますよね。この大保ダムの、これはちょっとインターネットから調べたんですが、大保ダムの目的が農業用水ということがないわけですよね、これ。その辺、洪水の調整とか、不特定の利水の調整とか、上水道の、この3つの目的しかないわけです。その辺をどうにか村としてもダム事務所との調整で、これはどうなるかわかりませんが、自然流下の話で得たものですから、その辺をどうにかポンプアップして、石山、あの辺にタンクをつくれれば自然流下というのは、この大工又地区というのは全部自然流下できるわけです。それともう1点は、電力の、これは年間ですね、電気料が100万円ぐらいかかるということなんです、ダムとしても水を放水するときに水力、タービンで電気を起こしているわけですね。この前説明を聞いたときに、そういう電力を、管内のものを全部まかなうと、余ったら沖縄電力にも売るという説明があったんですが、それも相談の話になると思うんですが、そういったもろもろのことをちょっと考慮して、折衝してもらえばどうにか少しでも夢が叶うようにお願いしたいと思います。この真喜屋の農業用水ダムの皆さんも、やっぱり水が変える農業、水で広がる夢、水で始まるチャレンジ、水がつくる未来ということで、この農業に対して相当水でみんなが、農家が相当盛り上がっているような話も聞いてまいりましたので、ぜひ水の確保のための労力をなくして、ぱっとできるような農業用水の確保を村長の思いでできるようなことを、ちょっと意見を聞いて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時48分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時48分）

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘ありました大城佐一議員の御質問にお答えしますが、先ほど申し上げましたように、農業というには水がつきもので、非常に大事な基本的な部分である。上と、頂上ということもあって、そこへの経路、過程。そういう事業にかなり労力と財政関係も出て行くこともありますけれども、大事であるということはいっしょにお互いに確認できることだと思われ、そこら辺を何とかしなければいけないというのが、先ほど担当課長からもありましたように、水源確保に向けた取り組みというのはこれからかなり具体化しなければいけない。そして今の大保ダムの話がございましたけれども、大保ダムの1つのバルブというか、口をここに使えるように設置をしてあります。これをどう使うかということ、しっかり検討しないとイケませんので、これは後の財政と、あるいは利用方法等もかなり具体化されなければいけない、出てきますので、それは口は準備してあります。そういうことだけ申し上げて今後の課題にしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 新城 一 智 議員

○ 議長（金城 勇） 次に特産品加工施設について、新城一智議員。2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では加工施設、前にも出たんですが、加工施設について一般質問をさせていただきます。

まず指定管理者の石垣島サプライとの協定がいまだになされていないのはいろいろ説明がありまして承知していますが、次の点について伺います。

現在、どのようになっているのか。今後、いつごろまでにこの問題が解決されるのかお伺いします。

2点目に、石垣島サプライの事業計画の中にあるパインの加工について問題になっていると承知しています。近隣の市町村との調整など行っているのかお伺いします。

○ 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの新城一智議員の御質問にお答えいたします。

1点目につきまして、現在どうなっているかということでございますし、どうするかということでございますが、そのことにつきましては、県からの管理運営主体変更協議の同意というのが得られたら、早急に加工施設再開に向けた取り組みを行っていかうということでございまして、2点目と関連しますが、2点目の中でパインの加工についての近隣3市村との調整状況については、先ほど平良議員の御質問の際に触れたところではありますが、現在、北部地域のパインの加工用原料は不足の状況であります。既存の農産加工場と予定指定管理者の間で、パイン加工原料の調達についての調整を図る観点から、これまで東村、名護市、国頭村の3市村の担当者と話し合いを行ってきました。しかしいまだ根本的な調整策といえますか、そういうのが見いだせない状況にあります。そういうしかる状況を解決すべく、4市町村会議を12月15日に予定しているところであります。その場で村は積極的にパインの増産に取り組んでいくこと、予定指定管理者もパインの増産に取り組むこと等を柱とした承認書を締結して、関係3市町村に協力を求めていく予定で準備をしております。以上です。

○ 議長(金城 勇) 2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) 先ほどから答弁も聞いておりまして、パインの諸問題についてはある程度把握はできているところなんですが、この県の同意というのは、どのような形であれば同意がとれるのか。例えば担当レベルでは協議が難航して、前に進まないということでトップが集まるわけですから、例えばトップで問題が解決されないとすれば、余計大きな問題になると思うんですが、その辺の県の同意はどのようにしたらとりつけられるのか。またあした名護市、国頭村、東村と4市村の長が集まるということですので、ここで協議が難航してしまうと八方ふさがりになってしまうことが懸念されます。そこで村長の強い決意で臨まれると思えますけれども、その辺も含めて答弁をお願いします。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの県の同意の件は、関係市村で調整、協議をしてこいというようなことで投げられて、その協議の結果を県にまた提出していくわけですが、そういうことができるようにあしたの会議というのは非常に大事、いっぱいこちらの増産、さっきも申し上げましたが、パインの増産というものを前面に出しながら、石垣島サプライもその増産を自力でやっていくということを含めて、それをしっかり出していく中で理解を求めていきたいということで、精いっぱい、お互いの1市3村の信頼関係といえますか、そういうことも含めながらしっかり努力していくしかないんじゃないかというふうに思っています。精いっぱい課題を解決するために頑張っていきたいと、努力をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ1市3村の長の協力を得て、この問題の解決を図るように強く要望いたします。それとその問題以前に、指定管理者との関係がやっぱり気になります。先ほどもありましたけれども、やっぱりここまで指定管理はしたものの契約がなされない。民間企業ですので資金も準備して事業計画にのっかってやるという前提で乗り込んできているのが、2カ月も過ぎてしまっているということで、もしその石垣島サプライとずっと協力的にやるとなれば、ある程度村の姿勢というか、そういうのも示していかないと思います。そこで前に前田社長が見えて、機材が敷地内に入れられないと、今、トラック組合の敷地を借りて保管しているようですが、これは別に何ら法的な問題もなく、村の裁量で敷地内に保管させることができるんじゃないかと思うんですけども、その辺が1点と。年末に向けて盗難事件とか多くなりますので、やっぱりステン材料は高価な取引がされます。盗難に遭ったときとか考えると、相手との信頼関係も含めて早急にこれは何らかの対策を打っていただきたいと思いますけれども、まず石垣島サプライとの協力体制、期待するものも含めて、今、放置されている、放置というか、仮置きされているもの、こういう問題が相手との信頼関係も含めて、細かいことですが、細かいというか、これは向こうにとっては大変大きなことだと思うんですけども、その辺を村が誠意を見せるのは当然だと思います。その辺について村長から伺います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの一智議員の御質問にお答えいたします。

これは現在置かれている場所とすぐ向かいになりますけれども、この件につきましては、できるだけ早い時期に移しましょうということをきのう前田社長ともその話はしてあります。そういうこと、協力できる部分はお互いに譲り合って共同体制をとりましょうというようなことはきのうも話し合いをして進めておりますので、今の件についてはできるだけ早い時期に移せるようにしたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により、特に発言を許します。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 議長ありがとうございます。

もう過去何度も裁判の問題から、前指定管理者の経営上の問題を含めて、村がもう少し協力的にそういうことをやっていけば、そういう問題は起こってこなかった可能性が、可能性というか、起こってこなかったことだと思っておりますので、二の舞にならないように、ぜひ懸念される問題点は積極的に村長が先頭になって解決するようにお願いいたします。その決意をもう一度聞いて終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど平良嗣男議員の御質問のときにもお答えしましたがけれども、まずスムーズに進行するためには、やはり皆さん方の9月議会の附帯決議を生かしていくというためにも、信頼関係というのは非常に大事になってきますので、きのうもそういう協議をお互い進めていきましょうねというような形の話をしておりますが、今後ともそういう形の信頼関係をつくり出していながらスムーズに稼働にとりつけていきたいという思いであります。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで特産品加工施設についての質問を終わります。

次に結の浜の分譲地とその周辺整備について、新城一智議員。2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では結の浜の分譲地とその周辺整備についてお伺いします。

結の浜の地に、私立診療所、塩屋団地の完成が間近になっています。いよいよ村民が生活する場所として活用することになりますが、次の点についてお伺いします。

分譲する際の考え方、定住促進という部分もありますけれども、そういう考え方とか、売り方、売る方法、売価について具体的に決定しているのであればお答えいただきたいと思います。

2点目に、結の浜は御承知のとおり風が強く当たるところです。早急に暴風対策、防風林などを講じなければならないと思います。またところどころ土が積まれていたり、石が積まれていたり、生活する環境としてはいかがなものかと思えます。当局としてどのように考えているのかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の結の浜の分譲地とその周辺整備についての御質問にお答えをいたします。

1点目の分譲については、これまで募集要項と素案作成を手がけてきましたが、今年の9月に素案ができ上がりました。その後、10月から検討会を開催して分譲の方法について話し合っております。まず分譲を受けた方々が実態として村の住民となれるようにすることや、住宅地が景観的にいい環境であること、また適正な価格についての議論、検討を行っております。分譲の方法や分譲価格については、本村の最も重要な施策であります過疎対策、定住対策の観点から検討をしております。具体的に申し上げますと、売り価格の検討は、平成22年2月に不動産鑑定評価の結果が出ておりますので、それに基づいて適正な価格の設定の検討を行っております。募集方法の一括募集、あるいは分割募集の検討や購入後の税等の軽減や助成措置等について議論をしております。売価等の具体的なことも含めまして、早急に募集要項の整備を行い、諸手続を経て、村民に公表していきたいと考えております。

2点目の暴風対策でございます。その暴風対策を含めた景観や生活環境の整備については、防風林の造成事業導入の取り組みや暴風対策として海岸側の盛り土や植栽木の樹種の選定や植栽方法についても継続して取り組んでおります。現在、積まれています土石は結の浜の整備や今後、村関係での工事等で利用する目的で積んでおります。今後とも結の浜の生活環境や景観に配慮して順次整備していきたいと考えております。結の浜の整備につきましては、埋立地造成目的であります本村の過疎対策事業、地域産業の振興及び生活環境施設の整備等の課題を解決するための施策として、中核的地域形成を実現するものであるということと、本村の景観におけるモデル地区の形成ということを念頭に置いて進めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） まだ具体的に、今検討中ということでございますけれども、分譲、売値も含めて。分譲する際の考え方ということで、その4次構想も含めて過疎計画も含めて、この結の浜をつくる時もそうですけれども、4,200名という村民の設定もあるわけですね。だから定住といういろんな見方ができると思うんですけれども、流出するのをとめる定住と、流入させて定住する、人口をふやして定住させること等が考えられると思うんですけれども、その辺について人口をふやす方向でいくと、やっぱり募集要項も変わってきたりとか、家族の構成でも変わってきたりとか、いろいろやると思うんですけれども、その人口増に向けての分譲とするのか、それとも次男、三男に向けての、村内だけのことを重視してやるのか、その辺も含めて考えないと、せっかく分譲する際に人がそれだけふえれば税収もふえるということもありますので、その辺の考え方と。

もう1点は、第1工区、第2工区が主に整備、3工区が下水道処理施設とか、石がやっぱり積まれていると子供たちがもしその団地に入ってきたときに事故とかいろいろあると思うんです。だからその辺も含めて別な、しばらくは利用計画も含めて時間がかかるなというところに移動したり、そういう配慮が必要だと思いますけれども、その2点についてお願いします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 新城一智議員の質問にお答えします。

まず、人口流入なのか、それとも村内に住んでいる方というんですか、特に次男、三男の土地とするかというこの点ですが、これは埋め立ての最初の話の中では、やっぱり次男、三男の土地がないからこういう水面の埋め立てをして、住宅地を求めるということでありました。ですからそれも当然実施要綱の中には盛り込むということでの作業をしております。特に、先ほどあります過疎対策ということも、最重要課題ということでもありますので、人口流入についてのことも実施要綱の中に盛り込んでいきたいと考えております。そして売値のことですけれども、具体的には工事価格を参考にしております。実際、不動産鑑定額との比較でも、そんなに差があるということではありません。基本的なことは価格の設定ということについてもあるんですが、特に人口流入のほうを主としての実施要綱の整備が進められているということです。

次に結の浜の土地利用と景観といいますか、そういうことがあるんですけれども、その件は具体的に工事が今後というんですか、まだ四、五カ年になるかということですので、まだ使わないんですが、海岸の土手とかそういったことの役目もするような移動ができないかも検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 流入も含めて、村内の次男、三男の土地ということもありましたけれども、その売り方というか、値段の設定もそうなんですけれども、こういう不景気な世の中で、例えば土地も買って、家もつくるとなると、リスクというか、背負うものが、負担が大きくなるということから考えても、何か工夫したやり方、売り方というか、方法が見いだせないかということをお願いしてはいるんですけれども、下水道の稼働に伴って、受益者がふえれば下水道の運営も含めて少しは緩和されていくんでしょうけれども、なかなか売れないという状況になると、土地も海の上につくっているからちょっと不安があるとか、そういう懸念もあるものですから、早目に何らかの、本当にぱっと飛びつくような売り方を考えていただきたいと思っております。

それとなかなか1人が手つけるまで家がつくれなくて、怖くて、心配でという話もある中でひとつ提案なんですけれども、各、村内の業者も含めてモデルハウスの土地も村が提供というか、それは後の話になると思いますけれども、そういう業者にモデルハウスをつくってもらって、今後参考になり得る外壁とか、景観に基づいた依頼をしたりとか、アパートもそうなんですけれども、そういうやり方で少しずつ形を見せないと、やっぱり土地買う人たちも心配でなかなか飛びつかないということもあると思います。その辺に向けて売り方の画期的な、村の独自の売り方を考えていただきたいと思っております。また業者と提携してモデルハウスの建築、そのほうも考えていただきたいと思っておりますけれども、村長としてどう考えるのか伺って終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） この件は、これまで10月に入って検討会をかなりやっておりますので、

その中で今、議員からありますように、早目に分譲してそこで早く建築してもらうためには、政策的に考慮する必要もあるという話もあります。ですので今後、そういう考え方で進めていきたいと思っております。

今、モデルハウスのものをして、実際、建築を促進したらどうかということですが、これは去年の議会の中でもありましたので、今、村営住宅をつくっているところ、あるいは分譲地の周辺でそういう土地の確保等もあれば検討していきたいというような話も去年しておりますので、その点で進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで新城一智議員の質問を終わります。

◇ 具志堅 朝 秀 議員

○ 議長（金城 勇） 次に江洲区内の村道、農道整備について、具志堅朝秀議員。8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） それでは一般質問をさせていただきたいと思っております。

江洲区内の村道、農道整備について。水基金事業で5カ所の農道が整備されました。これに関しては村に対してお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。しかし、以前整備された村道、農道ののり面及び路肩が崩れている場所が数カ所ございます。そこでその部分だけでも改良することが可能なのか伺いたしたいと思っております。御答弁よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま具志堅朝秀議員の御質問にお答えいたします。

村道、農道ののり面、あるいは路肩の崩れというのが数カ所あるということで改良することが可能かどうかということについてでございますが、具志堅議員が御指摘された箇所につきましては、早急に調査確認を行い、対応が可能か考えたいと。できるだけ進められるような方向で調査、確認をしていきたいと思っております。それから小規模なりのり面崩壊、あるいは小規模な路肩の崩れによる補助事業の道路改良事業が採択されないため、現場においては交通に支障がないよう考慮しながら経過観察を行っている箇所でもあります。今後におきましては、予算等を見ながら、考えながらその措置をしていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 前向きな答弁どうもありがとうございます。やはり予算が伴うのですぐやれとは私も申し上げはしませんけれども、江洲区内というのは、ほとんど家が点在して生活路になっているものですから、区民からそういう要望があったので申し上げております。そして以前、この道は30年以上なるかと言っていました、先輩にお聞きしたらですね。以前の移住地事業でやったそうです。ですからそれが今、村に移管されているということですが、私は県の責任もあろうかと思っておりますので、ぜひとも村だけではなくて県も相談できたら、県にもやっていただきたいと思っておりますので、今後検討していただきたいと思っております。その点も含めて担当課長から一言お聞きしてこの質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 具志堅議員からの御指摘ですね、我々のほうも幾分か箇所を確認して

いるところもあります。いろいろ地域の皆さんと今後話し合いをしながら、あとは関係機関とどのような形でできるのか、それを模索しながら、産業振興課においては農道、建設環境課においては村道等の修繕等を考えながら、今後対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○ 議長（金城 勇） これで江洲区内の村道、農道整備についての質問を終わります。

次に農業振興について、具志堅朝秀議員。8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） それでは農業振興についてお聞きいたしたいと思っております。

大宜味村の農業は、少量多品目の形態をとっております。しかしながら最近の社会情勢の影響を受けて、毎年毎年出荷量が減少傾向にあると思えてなりません。そこで村に対して、今後の農業活性化のためにどのような政策を考えておられるのかお聞きいたしたいと思っております。よろしくお願い致します。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいま具志堅朝秀議員の御質問にお答えいたします。

具志堅議員も御承知のとおりでございますが、少量多品目の形態でありまして、御指摘のとおりであります。本村の農業の価格低迷や生産者の減少など、厳しい状況下にあると考えてはおります。その上に立って、基幹作物のシークワサー、サトウキビ、パイナップルの安定生産に取り組んでいきたいというふうには考えております。また優良な営農環境の維持、育成するため、優良農地の保全を図るとともに、基盤整備等の推進を図りながら農地の流動化による経営規模拡大や機械化などによる組織化、団体化を推進し、後継者の育成も課題として取り組んでいきたいと考えております。さらに換金性の高い作物等の生産拡大を図るとともに、在来種作物の復活を初めとする、地域特有品種の推奨や新規作物導入、そばや大豆といった雑穀類の生産も視野に入れながら、これらの生産品を生かした製造業、観光業との連携の上に立った計画的生産を行い、優れた自然環境と共存する農業経営を展開していきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 御答弁ありがとうございます。私はなぜ農業振興かといったら、全面的にいろんなことを聞きたくてちょっと問題にさせていただきました。まず補助金の問題でございます。

以前、大宜味村は補助金が農家に対して600万円ございました。堆肥200万円、農薬200万円、機械200万円、今現在は堆肥のみで220万円になっております。補助率が20%です。隣村の東村においてちょっとお聞きしたら、堆肥が50%の補助金を出しているそうです。幾らの上限かはちょっとお聞きしていませんけれども、それはまた改めて聞いていきたいと思っております。国頭村においては、補助金の残を用いて農業機械を役場が購入して、これをリースでやっているということでした。この管理機とか耕運機、小さなものだと言っていましたので、8年間リースで農家に貸しているという状況であるということです。今、農家にいろいろお聞きしたら、機械も買いたいけど買えない、農薬もない、そして特に重要視しているのが化学肥料の件でした。化学肥料をこの堆肥補助の中に入れてくれないかという声が大分ありました。これをぜひ役場はやっていただければ、シークワサーも安くなって化学肥料を入れないうという話もありましたので、それも重要じゃないか。花卉、もしくは野菜、そして今おっしゃったパインとかキビも、ある程度化学肥料を使わないといいものがないということですので、これも検討できないかどうかです。

そして次に鳥獣対策です。以前、カラスの罠を設置したかと思っておりますけれども、稼働しているかどうか

かちょっと見えていない状況があるんじゃないかと思っていますので、またカラス以外にイノシシもたくさんあると聞いていますけれども、最近コウモリにシークワサーがみんな食べられる状況だという、シークワサーが1月にないんじゃないかという話もしていましたので、その点もちょっとお聞きしたいなと思っています。担当課長のほうから何かありましたらよろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時24分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） ただいまの具志堅議員の御質問にお答えします。

まず農家に対する補助の件に関してですが、以前は確かに有機肥料、化学肥料、それと機械購入、それにつきまして補助を行っておりました。基本的な考えで有機肥料を推進する意味から、有機肥料ということで、現在残っているのが有機肥料の補助金であります。その中でいろいろ農家との意見調整、そういうものも図りながら、今後において有機肥料補助事業のあり方、農家1軒に対してどういうふうに渡していくか、そこら辺も考えながら予算計上の範囲内でどうにか頑張っていきたいと。あと化学肥料につきましては、いろいろな話を調査、検討しながら今後やれる範囲内でどうにか考えていきたいと思っております。

最後に鳥獣被害につきましては、まず協議会を立ち上げることから始めて、県補助事業等があります。そこに持っていけるような形で協議会の立ち上げに向けて努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） さっき触れるのをちょっと忘れていたんですけれども、今までの補助体系ではなくて、今、農業委員会がやっている農地台帳整備が行われていると思います。それにおいて昔みたいにただ畑をしていれば農家ではなくなると思います。お金の使い道がすごい狭まって、濃厚になるから私はさっきの話をさせていただいたんですけれども、本当に有効に使えるんじゃないかなと思っていますので、検討願いたいと思います。

そして鳥獣補助に関しても、やはり先ほど副議長であります平良嗣男議員からもおっしゃったとおり、やっぱりパインを増産するにもカラスの影響で、ほとんど大宜味村はつぶれている状況であります。それも対策があればもっともっとパインも膨らんでくると思いますので、この辺をお願いしたいと思っております。

最後に、そういった事業をする、行うにしても、やはり産業振興課自体も強化していただけないとできないんじゃないかなとも私は思うんですけれども、今後は産業振興課を強化できるかどうかというのを村長からお聞きして私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のありました要望等も含めて、生産、肥料等の補助、あるいは鳥害に対する対応ということも受けまして、それは担当課長からありましたように前向きに進めていけ

ればと思っております。体制についてですが、これは農家の担い手、あるいは新規就農といいますか、農業をする方々、そういったことなどもしっかり実態を把握しながら、そういった人々を呼び込めるような、そういった探しといいますか、そういうことも考えながらしていきたい。予算的なこともございますので、さらに今の課の中で内部の事業内容等も検討しながらその分野における今の担い手だとか、後継者だとか、新規農業者だとかというようなことをどう集めていくとか、探していくかというようなことを含めて課内でさらに検討させたいと思います。

○ 議長（金城 勇） これで具志堅朝秀議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村立診療所の跡地利用について、平良英勝議員。3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） それでは大宜味村立診療所の跡地利用について、一般質問をさせていただきます。

村立診療所が塩屋埋立地内結の浜に移転されますが、現在の診療所の今後の使用計画はどうなっているか村長にお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えをいたします。

現在の診療所につきましては、これは昭和48年度に建設された建物でかなり老朽化をしていると。そのため現在進めております埋立地の結の浜に診療所の移転整備を行っているところであります。現在の診療所をリフォームを行い再利用等の意見もありますが、村といたしましては、これは安全の面からも非常に行政責任がある。そのため再利用を行わずに取り壊して更地にしたいというふうに考えております。跡地利用につきましては、その更地にした後の利用につきましては、具体的な計画は今のところまだ持ち合わせておりませんが、今後も地域の要望等を聴取しながら、何ができるのかも含めて早急に検討を行っていきたく思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 昭和48年度に建設されているということで、大分年数もたっている建物だと聞いていますが、実は、この跡地利用なんです。今、喜如嘉校区内では、跡地利用推進協議会、今後、老健施設の話が出まして、その推進協議会も12月2日に発足したところでありまして、この施設がもっていないということでありまして、何か、老健施設ですね、下方には一心福祉施設とかいろいろありますけれども、上方には現在のところ何も施設もない状況ですが、ここをどうにかして何か策で利用できないものかどうか。村長としても何か計画を、今取り壊すということは聞いていますが、またこの地域内の要望も十分お聞きしまして、取り壊すということはちょっと村民、特に喜如嘉校区の皆さんは老健施設を望んでいるところであります。それで今後、どうにかしてこの施設を残して、売却とかこういったことも多分考えられることじゃないかなと思いますが、建物売却ですね。もしこの建物を村が貸して、何か事故でも遭ったらということのお話ですが、売却した場合には村には責任がありませんよね。この施設を売却する、何かできないものでしょうか。お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前11時34分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えいたしますが、これは先ほど来、申し上げておりますように、老朽化に伴って新しく診療所を移転するというございまして、これは売却したらどうかという話も、古いものを売却ということでの責任は問われないかもしれませんが、そういうことを、何かあったときには我々も責任を感じなければいけない。そしてその売却じゃなくて、取り壊しということはこれは以前からずっとそういう話があったということ聞いておりますが、庁内で、役場内の機関を通して、いわゆる課長会や、あるいは庁議という中で議論をしてこれは危険であるから取り壊しをするというような方向、方針も出ていまして、そういう意味で取り壊しをしますという答弁になっているわけです。それで跡地利用につきましては、先ほど議員がおっしゃっていました喜如嘉地域における福祉関係、老人対策等のものは、それは私も非常に懸念しているところであります。どうしてもそういうところには必要だなという認識は持っております。もし何かあれば、跡地利用というところで考えられるんじゃないかということは、皆さんの考え方というのは非常に理解をしているつもりであります。以上です。

○ 議長(金城 勇) 3番 平良英勝議員。

○ 3番(平良英勝) 村長の答弁では取り壊しということですが、その取り壊した後の跡地です、もし村長、この利用をなされる施設をつくって、ここで老健施設とかつくりたいという方がいましたら、ぜひまたこの方向で跡地利用をさせていただきますようお願いいたします。もう一度答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○ 議長(金城 勇) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど御指摘もありました、あるいは答弁したようなことで、跡地利用につきましては、そういった福祉関係の施設というものが今ある、構想と申しますか、願いと申しますか、そういうのがあるということございしますので、我々としても地域の要望というようなことを受けるということで、その辺の利用ができないかということさらには積極的な面での検討はしていきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) これで大宜味村立診療所の跡地利用についての質問を終わります。

次に危険地域の防災対策について、平良英勝議員。3番 平良英勝議員。

○ 3番(平良英勝) 危険地域の防災対策について、一般質問をさせていただきます。

昨今、全国的に集中豪雨による水害、山崩れの災害が発生しています。奄美大島の記録的豪雨による水害や沖縄本島うるま市では10月22日の集中豪雨により幼い小学生が川に流され、尊い命が奪われる事故が発生しています。本村でも昭和34年10月17日のシャーロット台風による山崩れで村内4部落、大兼久、大保、津波、田嘉里で38名の犠牲者が出ています。田嘉里区では18名の犠牲者が出ていて、その後には県からボーリング調査が行われていたのですが、その後、7年ぐらい前、私が区長時代に一度は県から調査に来ていたのですが、その後、全く防災対策が何もなされていない状態であり、今後いつまた山崩れ

が発生するかと住民は台風、大雨のたびに不安にさらされている状況であります。県に対しても再度の現場調査を要望されるよう、村としても強く要請するようお願いしたいと思います。村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の危険箇所の防災対策についての御質問にお答えをいたします。

北部土木事務所では、管内の本部町と大宜味村における急傾斜地崩壊危険箇所の基礎調査を行い、調査結果を整理して工事図書を作成し、さらに警戒避難態勢の整備方針について検討することを目的に、土砂災害防止法に係る基礎調査が実施されております。大宜味村におきましては、平成20年度に35カ所、平成21年度に21カ所実施しております。この調査結果に基づいて、警戒区域指定に向けての住民説明会を行う予定であります。1月の区長会において、区長の皆さん方への説明を行うことになっております。そのことから県では防災対策の事業を進めていくものだと理解をしておりますが、その遂行を見きわめ、必要であれば要請していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長の答弁もありまして、北部地域の災害調査も行われているということでありまして、本村も何カ所かこの箇所に入っているだろうと思っておりますが、昨今、非常に集中的な雨とか、先ほど一般質問にありました津波、地震、いろいろと異常気象による関係かもしれません、非常に災害が全国的に多くなっています。この大宜味村でも大雨が降るたびに川の氾濫とかが以前はありましたが、最近はあまり見えないんですが、これは集中的な豪雨によって、地域によっては災害が起こる場所も出てくると思っていますので、これは村としては村内各地回って、この排水溝の整備やいろいろなされているか。また村独自で山崩れの危険場所の調査とかをやってこられたのか確認したいと思います。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前11時45分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 平良英勝議員の先ほどの質問の答えになるかどうかわかりませんが、先ほど最初に行いました平良嗣男議員も触れておりましたが、急傾斜地とか、そういう土砂災害の危険地域の対策、そういったものにつきましては私たちのほうの調査から、そういった災害が起こらないような方策等をとっていけるものだと思っております。そして治山事業、保育林等を守りながらそういう傾斜地の保護とか、そういったもろもろの事業等があると思っております。そういうことでこれから考えられる県のハザードマップとか、いろんな資料等に基づきました、調査結果に基づきました村内での災害の起こりうる箇所等の事業化等を検討していく必要があると思っておりますので、その辺につきましては今後の私たちの災害抑止につなげていけるような事業導入を検討していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、課長の答弁もありましたとおり、県とも十分連携をとりまして、こういった危険場所の再度の調査を要請いたしまして、本村から災害のないように努力してもらいたいと思います。終わります。

○ 議長（金城 勇） これで平良英勝議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

（午前11時48分）

平成22年第12回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成22年12月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年12月15日 午前10時00分)

散 会 (平成22年12月15日 午前10時14分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	シークワサー 振 興 室 長	宮 城 博 俊
副 村 長	宮 城 重 徳	建設環境課長	山 城 均
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	村史編纂室長	米 須 邦 雄
住民福祉課長	大 城 武	教 育 長	平 良 宏
企画観光課長	島 袋 一 道	教 育 課 長	友 寄 景 善
産業振興課長	新 城 寛	監査事務局長	宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第48号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
2	議案 第49号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
3	議案 第50号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
4	議案 第51号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
5	議案 第52号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
6	議案 第53号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
7	議案 第54号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第48号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第49号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 議案第49号についてお伺いしたいと思います。

納期前納付に関する、いわゆる前納納付金の廃止が平成23年度から予定されているんですが、ここ二、三年度の実績金額は幾らになっているかお示しいただきたいと思います。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

- 財務課長（神里富松） 前田 孝議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず平成22年度ですが、90万5,130円、約100万円ですね。平成21年度が71万7,265円、平成20年度が88万8,505円となっております。以上です。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 金額を示していただいたんですが、金額の問題じゃなくて、この納税、奨励金を廃止した場合、次年度あたりの納税率の落ち込みとかそういうのは考えられないですか。落ち込む傾向がないのか、現状でいけるのか。その見通しをお伺いして質疑を終わります。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 今の落ち込むとか、見込みはどうかということなんですが、一応、他市町村をいろいろ聞いてはみているんですが、やっぱり若干は落ち込むということでもあります。ただそれが年度全体に対して、年度の最終の徴収率についてどうかと言われるとそこはそうではないと。やっぱり例年どおりの徴収率にはなっているということなので、私としては、若干落ちてでも年度のことでいえば大丈夫かなという感じを持っています。以上です。

- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第50号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それでは歳出11ページ、2款1項1目、総務費の一般管理費の11節修繕費として18万4,000円、これは根路銘バス停待合所の鉄骨屋根の修繕ということで説明書にもありますけれども、このバス停関係については、従来はバス協会あたりが対処して、やっていたと記憶しているんですが、バス協会あたりとの調整等についてはどうなっておるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 村内にはバス停が数カ所ありまして、村の管理のものと、バス協会の管理のもの等がありまして、今回、修繕を行うものは村の管理ということでバス協会あたりとも調整が済まされております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは19ページ、土木費なんですけど、2項3目8節、1細節、そして6細節、その中で安根塩屋線の開通式典の委託料、または渡り初めの、三代夫婦の衣装代とかございますが、この工事は橋の件だと思うんですけど、工期は3月だったと思うんですけども、渡り初めというのはいつごろになるのか。その日にちが決定されているのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。今工事は、今回の補正に伴う対象としましては、橋梁工事の渡り初め、それと安根塩屋線の開通ということで、そういう両方の記念式典ということで企画を予定しております。橋りょう工事と道路工事のほうで、橋りょう工事が1工区終わりましたので、上部工のほうの2工区がまだ継続しております。それから残りの道路の工事が進行しておりますが、その工事は最終工期2月28日となっております。それを竣工から2週間以内の竣工検査がございますので、3月14日ごろには引き渡しがあるということをお考えまして、その道路の確認等を行いまして、その1週間以内には式典を持ちたいということで、3月20日前後の日程で予定をして

おります。それで安根塩屋線の道路の供用開始ということで運んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 2月28日が工期になっているわけですか。私の記憶には3月だったかなど。何で年度内にあるのかと勘違いをしたものですから、お伺いしたわけであります。この三代夫婦の渡り初めというのはもちろんそういう儀式の中であるものでありますけれども、これは三代夫婦の皆さん方の選定というのはもうやられているわけですか。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの渡り初めを行う三代夫婦については、まだ検討はしておりません。予算が通り次第、まず優先的に地元塩屋区を区長等々の調整を行いまして、その対象者がおられるのかどうかということで早急に調整していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） せっかくの渡り初めの式典等も行うわけですから、ひとつ安全等も含めながら、いい渡り初めができるように準備万端していただきたいと希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） もう1点だけお伺いしたいと思います。

歳出、12ページ、2款2項1目、徴税費、その11節需用費のほうに滞納整理のためのタイヤロック購入代として3万1,000円ほど計上されているんですが、滞納整理を進めるまではいろんな過程があると思うんです。これ実際、タイヤロック実行できますか。やるとした場合に、実際、実行可能か。それだけお伺いしておきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 今の質疑ですが、実行は可能です。今年、私たちがまだ持っていないんですが、県の協力を得て、物を借りて実際実施しております。ただ、悪質なというんですか、そういったものに使いたいということですので、既に勉強についてはやっておりますので、実際に購入して実施はしたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第6 議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(金城 勇) 日程第7 議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前10時10分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に平良英勝議員、副委員長に東 武久議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさんでした。

（午前10時14分）

平成22年第12回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成22年12月16日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成22年12月16日 午後4時00分)

閉 会 (平成22年12月16日 午後4時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第48号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第49号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第50号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第51号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第52号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第53号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第54号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
8	陳情 第16号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	委員長報告 質疑～表決
9	意見案 第12号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） これから本日の会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎議案第48号～議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、
日程第2 議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例及び日程第3 議案第50号 大宜味村
手数料徴収条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年12月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第48号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第49号	大宜味村税条例等の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第50号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第48号、議案第49号及び議案第50号の3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び財務課長の出席を求め、12月15日午後1時30分開会時間を午前10時30分に繰り上げて審査をいたしました。

まず、議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、「地方税法（昭和25年法律第226号）第443条第3項」を加え、費用弁償を支給できる者に村

固定資産評価委員会、村農業委員会」を加え、「公聴会等に出頭又は参加した者及び公務の遂行を補助するため講師として旅行した者」に改め、第3条に「ただし、講師については、日当に代えて講師謝礼金の額とする。」を加える改正内容となっております。本条例の施行は平成23年4月1日から施行するとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、税条例第34条の7（寄付金税額控除）で寄付金に対する個人の村民税の税額控除を行うことのできる寄付を受ける法人を指定することを加え、その法人は、村内に主たる事務所を有する法人に限るとしています。今回の改正で社会福祉法人大宜味村社会福祉協議会と社会福祉法人一心福祉会の2法人を指定することとなっております。また、税条例第42条第2項及び第70条第2項の前納報奨金は平成23年度分から廃止する改正内容となっております。本条例は、平成23年1月1日から施行し、平成22年1月1日以降の寄付金から適用する。また前納報奨金を削る改正規定については平成23年4月1日から施行するとなっております。

本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、日本工業規格A列3版以下の航空写真（カラー）付地籍図1枚につき500円を加える改正となっております。本条例は、平成23年1月1日から施行するとなっております。

本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第48号 証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第49号 大宜味村税条例等の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第50号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第51号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、日程第5 議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第6 議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第7 議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年12月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 平 良 英 勝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第51号	平成22年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第52号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第53号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第54号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(平良英勝予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（平良英勝）** ただいま議題となりました議案第51号から議案第54号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、12月16日午前10時から審査を行いました。

議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算、議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第51号 平成22年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第52号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第53号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第54号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第16号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第8 陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年12月16日

大宜味村議会議長 金城 勉 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
16	平成22年 11月22日	大幅増員と夜勤改善で安全・安心 の医療・介護を求める陳情書	採 択 全会一致		地方自治法第99条 の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について、12月15日に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

また、陳情第16号の採択に関係いたしまして、関連機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意

見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第16号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第9 全員発議により提出されました意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年12月16日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 新城一智 大城佐一 前田 孝 宮城辰徳 安里重和 平良英勝 東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 安全・安心の医療・介護の実現に向け関係機関へ要請するため。

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師など夜勤交代労働者の労働条件を根本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。

医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

1. ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

2. 医療、社会保障予算を先進国(OECD)並みに増やし、医師・看護師・介護職員等を大幅に増やすこと。

3. 国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣 沖縄県知事

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第12号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第12回大宜味村議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

（午後 4時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員